

## 評定料等細則

(目的)

第1条 この細則は、日本電線工業会規格への技術基準適合性の評定に関する規則(以下「評定規則」という。) 第24条の評定に係る料金を定める。

(耐熱形漏えい同軸ケーブル等及び耐熱光ファイバケーブル)

第2条 耐熱形漏えい同軸ケーブル等及び耐熱光ファイバケーブルの評定に係る料金及び納付時期は次の表のとおりとする。

(単位 ; 円、消費税を含まず。)

項目	種類		料金	納付時期
型式評定申請料 (新規・更新)	—		16,000	申請受付後にセンターが発行する請求書の受領後速やかに
製品試験料	耐熱形漏えい同軸ケーブル等	—	107,000	
	耐熱光ファイバケーブル	仕上外径が 7.5mm 以上 100mm 以下のもので申請構造が 2 種類以上のもの	157,000	
		上記以外	107,000	
現地調査料 (注2)	—		39,000/日/人	
軽補正申請料	—		11,000	
年間評定維持料	—		30,000	各年度ごとにセンターが発行する請求書の受領後速やかに

注1) 料金は1型式当たりの金額を示す。

注2) 品質管理に係る審査のため現地調査を行う場合のみ。調査は原則2人で実施

(1 時間低圧耐火ケーブル)

第 2 条の 2 1 時間低圧耐火ケーブルの評定に係る料金及び納付時期は次の表のとおりとする。

(単位；円、消費税を含まず。)

項目	種類		料金	納付時期
型式評定申請料 (新規・更新)	—		16,000	申請受付後にセンターが発行する請求書の受領後速やかに
製品試験料	1 時間低圧耐火ケーブル (小型加熱炉)	露出用	84,000	
		電線管用	125,000	
	1 時間低圧耐火ケーブル (大型加熱炉)	露出用	154,000	
		電線管用	212,000	
年間評定維持料	—		20,000	各年度ごとにセンターが発行する請求書の受領後速やかに

注 1) 料金は 1 型式当たりの金額を示す。

(接続部工法)

第 3 条 接続部工法の評定に係る料金及び納付時期は次の表のとおりとする。

(単位；円、消費税を含まず。)

項目	種類	料金	納付時期
型式評定申請料 (新規・更新)	—	16,000	申請受付後にセンターが発行する請求書の受領後速やかに
製品試験料 (注 2)	低圧耐火ケーブル接続部 (小型加熱炉)	97,000	
	低圧耐火ケーブル接続部 (大型加熱炉)	133,000	
	高圧耐火ケーブル接続部 (小型加熱炉)	107,000	
	高圧耐火ケーブル接続部 (大型加熱炉)	147,000	
	小勢力回路用耐熱電線接続部	87,000	
	小勢力回路用耐火ケーブル接続部	97,000	
製品試験立会料(注 3)	—	39,000/日/人	
現地調査料 (注 4)	—	39,000/日/人	
軽補正申請料	—	11,000	
年間評定維持料	—	30,000	各年度ごとにセンターが発行する請求書の受領後速やかに

注 1) 料金は 1 型式当たりの金額を示す。

注 2) 高圧耐火ケーブル及び小勢力回路用耐熱電線接続部については、センターが製品試験を実施する場合のみ。

注 3) 評定規則第 40 条によりセンター職員が製品試験立会をする場合のみ。試験立会は原則 1 人で実施

注 4) 品質管理に係る審査のため現地調査を行う場合のみ。調査は原則 2 人で実施

(1 時間低圧耐火ケーブル接続部工法)

第 3 条の 2 1 時間低圧耐火ケーブル接続部工法の評定に係る料金及び納付時期は次の表のとおりとする。

(単位 ; 円、消費税を含まず。)

項目	種類	料金	納付時期
型式評定申請料 (新規・更新)	—	16,000	申請受付後にセンターが発行する請求書の受領後速やかに
製品試験料	1 時間低圧耐火ケーブル接続部 (小型加熱炉)	80,000	
	1 時間低圧耐火ケーブル接続部 (大型加熱炉)	130,000	
年間評定維持料	—	20,000	各年度ごとにセンターが発行する請求書の受領後速やかに

注 1) 料金は 1 型式当たりの金額を示す。

(警報用ケーブル)

第 4 条 警報用ケーブル (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) の評定に係る料金及び納付時期は次の表のとおりとする。

(単位 ; 円、消費税を含まず。)

項目	料金	納付時期
型式評定申請料 (新規・更新)	16,000	申請受付後にセンターが発行する請求書の受領後速やかに
製品試験料	102,000	
現地調査料 (注 2)	39,000/日/人	
軽補正申請料	11,000	
年間評定維持料	30,000	各年度ごとにセンターが発行する請求書の受領後速やかに

注 1) 料金は 1 型式当たりの金額を示す。

注 2) 品質管理に係る審査のため現地調査を行う場合のみ。調査は原則 2 人で実施

(旅費等)

第 5 条 センターの役職員が申請者の求めにより試験立会等のため申請者が指定する場所へ出張したとき又は品質に関する審査若しくは立ち入り検査のため申請者若しくは認証取得者の工場若しくは事業場に出張したときは、第 2 条、第 3 条又は第 4 条の料金に加えて、申請者又は評定取得者は、センターの旅費規則が定める旅費 (交通費及び日当宿泊費) をセンターからの請求書を受領後速やかに納付しなければならない。

(収納料金の返納)

第 6 条 センターは、次の表の左欄に掲げる場合には、同欄の区分に応じて、それぞれ右欄に定める金額を申請者又は評定取得者に返納しなければならない。

区分	返納金額
誤って過剰な料金を収納したとき	超過金額
センターの都合で型式評定ができなくなったとき	全額
製品試験に着手する前に申請の取り下げがあったとき	製品試験料の全額
製品試験立会に着手する前に申請の取り下げがあったとき	製品試験立会料の全額
品質管理に係る審査のための現地調査に着手する前に申請の取り下げがあったとき	現地調査料の全額

2. センターは、前項に規定する場合を除き一旦納付された料金は返納しないものとする。

附則（2010（平成22）年4月1日）

この細則は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附則（2010（平成22）年10月1日）

この細則は、2010（平成22）年10月1日より施行する。

（料金を改定した。）

附則（2011（平成23）年4月1日）

この細則は、2011（平成23）年4月1日より施行する。

（「旅費規程」を「旅費規則」に変更）

附則（2020年10月20日）

この規則は、2020年10月20日より施行する。

（1時間低圧耐火ケーブル及び1時間低圧耐火ケーブル接続部工法の料金を追加した。）

附則（2021年10月18日）

この規則は、2021年10月18日より施行する。

（小勢力回路用耐火ケーブル接続部工法の料金を追加した。）

附則（2025年1月23日）

この規則は、2025年1月23日より施行する。

（第4条の2項、「前項の規定にかかわらず、2008年8月末までに評定を取得した警報用ケーブルについては、当該評定取得者が当該評定の更新又は同一の製品の評定を新規申請する場合に限り、型式評定申請料（新規・更新）を無料とする。」を削除した。）

（日本電線工業会規格 JCS 4504 警報用フラットケーブルが、2024年2月29日付で廃止されたことに伴い、当該製品を削除した。）